

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2019年2月5日)

第194号 (2018年度-第2号) / 電話: 083-933-5034 ・ メール: fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp

山口大学、大学院手当問題で不可解なメール発信(1/25)



1月25日(金)、山口大学は大学院手当問題について、「大学院手当(俸給調整給)及び特別貢献手当の改正について」と題したメールを全教職員に一斉送信しました。メール前文には、「部局長会議の内容は、本件に限らず、部局長から各部局に説明がなされることが常例ですが、確実に大学の方針を説明することを最優先に判断し、すべての教職員に再度メールにて説明します。」とありますが、「説明」した場合、質問・意見を問いかけるのが通例・常識ですが、そうした言葉はどこにも見当たりません。なお、本文の前には「*このメールアドレスは送信専用です。」とあります。

そもそも、「確実に大学の方針を説明することを最優先」として、規則改正案を説明するためのメールであるはずなのに、メールの標題が「改正案について」ではなく、「改正について」とされていることからして、不可解なことです。

このメールを受け取った教職員から組合に、「説明と言うが、かえって分からなくなった」「くみあいニュースには決定が先延ばしされたと書いてありましたが、大学院手当はもう規則改正されたのでしょうか？」等の疑問の声が届いています。



「なぜ、支給されている手当を減額するのか」、 「どれだけの不利益が生じるのか」の説明は一切なし



メール本文は「1. 背景 2. 俸給調整給(大学院手当)の改正について 3. 特別貢献手当の改正について 4. 支給額・具体例について(具体例1 大学院学生の研究指導を行う場合 具体例2 大学院の講義等を行う場合)」となっていますが、「背景」で書かれている「学生に対する質の高い研究指導を行う教員体制を整備する」「教員一人ひとりのモチベーションを高める」ことが、何故、大学院の講義等を行う場合、「博士課程講義は調整数2を1に、修士課程講義は手当を支給しない」という結論になるのかの説明はありません。

ちなみに、今回特に問題となっている大学院生への講義等のみ担当者へも支給されている「大学院手当」を減額(博士課程)あるいは廃止(修士課程)することについては、「具体例2 大学院の講義等を行う場合」で、以下のように記載されているだけで、これまで、博士課程講義等担当者には調整数2を支給し、修士課程講義等担当者には調整数1を支給していることについては何ら記載されていません。

要するに、現行制度がどうなっており、それをどういう理由・根拠でどう変えるのか、そのことによってどれだけの不利益を被ることになるのかはまったく説明されていません。

- 具体例2 大学院の講義等を行う場合
- (1) 大学院研究科博士課程(博士前期課程を除く。)の講義等(所属分野によらない)を、実質的に1クォーター以上行う場合は、俸給調整給(大学院手当)として、調整数1を支給する。
 - (2) 大学院研究科修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の講義等並びに1クォーター未満の大学院研究科博士課程の講義等については、俸給調整給(大学院手当)を支給しない。
 - (3) 大学院手当(俸給調整給)の支給がなく、かつ、自身の所属分野と異なる大学院研究科修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程において、講義等を実質的に1クォーター以上行う場合に、特別貢献手当(上限 50,000 円)を支給する。

CHECK



2 これまでと同様に大学院生への講義を行っても、主任指導学生がいなければ大きな減収となります～教授クラスで年間25万円

「説明」では、「4 支給額・具体例について」に以下の記載がありますが、その影響額がどの程度の金額になるのかについての記載はありません。

俸給調整給(大学院手当)の支給基準(1)～(3)のいずれかを満たした場合、下記の金額(月額)を支給する。

教授	調整数 2	30,000 円	調整数 1	15,000 円
准教授	調整数 2	25,400 円	調整数 1	12,700 円
講師	調整数 2	23,800 円	調整数 1	11,900 円
助教	調整数 2	21,000 円	調整数 1	10,500 円

特別貢献手当は年1回(6月賞与時又は12月賞与時)支給する。

ちなみに、大学院の講義等はこれまで同様担当していても、その年に大学院生の主任指導担当から外れた場合には、博士課程担当者は調整数2が調整数1となり、修士課程担当者は調整数1であったものが手当支給の対象外とされるため、いずれも調整数1の支給額が減ることとなりますので、一人当たりの年間損失額は以下のとおりとなり、退職するまでの学位指導生がいない年数分を乗じた額が損害額となります。

職名	調整数1の月額	年間支給額	ボーナス反映額	計
教授	15,000	180,000	66,750	246,750
准教授	12,700	152,400	56,515	208,915
講師	11,900	142,800	52,955	195,755
助教	10,500	126,000	46,725	172,725

(円)

実際には、俸給調整給の減額は退職手当額に連動するため、例えば33歳で入職し現在50歳の教授が、勤続32年・65歳で定年退職した場合、退職手当支給率は40.8となりますので、退職手当基礎額に含まれている大学院手当が月額15,000円減額になると、退職手当が612,000円減額となります。

組合、再度の団体交渉開催を申入れ(2/1) ～教職員への説明会開催を！「改正案」は撤回すべし！～

組合は1月9日付け申し入れ書で教職員への説明会開催を求めましたが、大学側が1月22日(火)に「大学の運営に関する事項等については部局長会議において協議等を行う事となっており、各事案については部局長から教授会等を通じ各所属教員に説明することとなっています。」という事実を以って、説明会開催を事実上拒否する回答を提示した3日後の1月25日に教職員への説明メールを発信したため、組合は2月1日(金)に、再度の団体交渉開催を申し入れました。

山口大学教職員組合は1月9日に学長に対して、以下のとおり説明会開催を申し入れました。

大学院手当等支給基準改定案に関する教職員への説明会開催について（申入れ）

このことについては、昨年12月17日の団体交渉等を経て同日、予定されていた平成31年1月1日付けの規則改正を行わず私どもとの協議・交渉を継続する旨の学長名回答をいただいたところですが、その後も少なくない教職員の方々から、「大学側の説明では納得できない」「説明不足だ」等の不満・疑問の声が当組合へ届いております。

また、附属病院事業場過半数代表者三隅氏から12月18日に、吉田事業場過半数代表者滝野氏からは12月26日に、それぞれ今回の改正案に対する反対の意見書が貴職宛に提出されております。

つきましては、この問題についての山口大学としての考え方と具体的な改正案の内容等について、直接その影響を受ける教員を含む全教職員を対象とした説明会を各地区で開催されるよう、急ぎ提案いたします。その際、参加者から出されるであろう質問・意見等に対して丁寧にご説明いただくとともに、今後行います私どもとの協議・交渉に臨まれる際の参考ともしていただくようお願いいたします。

なお、この説明会を開催する際は、今回の改正案の是非を判断するために必要な資料を用意した上で、学長もしくは担当理事が直接説明されることが適当であろうと考えます。

以上、この問題の重要性に鑑み、よろしくご検討いただくよう申し入れる次第です。

これに対し大学は1月22日に以下の学長名回答を提示しました。

大学院手当等支給基準改正案に関する教職員への説明会開催について（回答）

平成31年1月9日付けで申し入れのありましたこのことについて、本学では、大学の運営に関する事項等については部局長会議において協議等を行う事となっております、各事案については部局長から教授会等を通じ各所属教員に説明することとなっております。

本事案についても、部局長会議で審議を重ね、各部局からの意見聴取・意見交換を行っていることから、各教員に改正内容は周知されていると考えております。

なお、今回については、事業場過半数代表者からの意見を踏まえ、全教職員にメールにて改正内容を説明予定であることを申し添えます。

2019年（平成31年）2月1日

山口大学長 岡 正朗 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 福田 修



大学院手当（俸給調整給）支給基準及び特別貢献手当支給基準
改定問題に関する再度の団体交渉開催について（申し入れ）

大学院手当等支給基準改定案に関して、昨年12月17日（月）に開催された第1回団体交渉の結果を踏まえた私どもの申し入れに対して、12月18日（火）の役員会への付議および2019年（平成31年）1月1日における規則改正を「見送り」とされ、私どもの「協議・交渉を継続する」、また「提案があれば提示を」との学長名回答を12月17日当日にいただきましたことにつきましてお礼申し上げます。

しかしながら、1月9日付で当組合が貴職宛に提出いたしました「大学院手当等支給基準改定案に関する教職員への説明会開催」に関する申し入れに対して、1月22日付で提示された回答では、法人化後、本学において人事評価や年俸制など教職員個々人にかかわる重要事項に関する全教職員を対象とする説明会が度々開かれてきた事実があるにも関わらず、「各事案については部局長から教授会等を通じ各所属教員に説明することとなっています」とされ、事実と異なる根拠に基づいて説明会を開催しないとする回答を寄せられましたことにつきましては、当組合は全く承服しかねます。

また、今回の大学院手当等支給基準改定案について、各学部において説明されている内容および頻度に相違が見られ、しかも、教授会等における学部長の説明が「労働条件の不利益変更」に関する説明としては不十分なものとなっているにもかかわらず、「各教員に改正内容は周知されていると考えております」とされるなど、労働条件の不利益変更に求められる「手続的合理性」を無視する姿勢も理解し難いものです。

さらに、1月25日（金）に学長名で教職員に電子メールで配信された「大学院手当（俸給調整給）及び特別貢献手当の改正について」とした「説明」は、その標題・説明文のいずれも「改正案」ではなく「改正」としていること、また、組合との交渉を経て「1月1日付け規則改正」を先延ばししたことなどについて何ら言及していないこと等から、この間の事情を十分に理解されていない教職員に対して、むしろ誤解を生じさせるものとなっております。加えて、「背景」では「質の高い研究指導を行う教員体制を整備」「教員一人ひとりのモチベーションを高める」とされているのみで、今回大きな問題となっている講義等担当者への支給額の減額を行う理由・根拠についての説明は全くありません。

いずれにしましても私ども山口大学教職員組合は、本改定案につきまして基本的には撤回すべきと考えており、再度の団体交渉の場を速やかに設定していただくよう申し入れます。